

「固定資産の減損に係る地方独法会計基準及び注解」の改訂案
【公営企業型地方独立行政法人】

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
第 3 章 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解	第 2 章 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第 1 本基準の目的及び減損の定義 1 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下この章において「本基準」という。）及び固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び公営企業型地方独立行政法人の経営成績を明らかにすることを目的とする。	第 1 本基準の目的及び減損の定義 1 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下「本基準」という。）及び固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び公営企業型地方独立行政法人の経営成績を明らかにすることを目的とする。	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第 2 対象資産 本基準は、固定資産を対象に適用する。ただし、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第 3 章公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解（以下「公営企業型地方独立行政法人会計基準」という。）に減損処理に関する定めがある固定資産については、対象資産から除くこととする。（注1）	第 2 対象資産 本基準は、固定資産を対象に適用する。ただし、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成 16 年総務省告示第 221 号）第 2 章公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解（以下「公営企業型地方独立行政法人会計基準」という。）に減損処理に関する定めがある固定資産については、対象資産から除くこととする。（注1）	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第 14 資産に係る繰延収益を計上している固定資産に係る減損損失の会計処理 公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理」及び「第 83 寄附金の会計処理」の規定により資産に係る繰延収益を計上している固定資産の減損処理を行う場合には、当該固定資産に係る資産に係る繰延収益について、減損損失に対応する額を取り崩して、当該取崩額を原則として臨時利益に計上する。	第 14 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損損失の会計処理 公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理」及び「第 83 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産の減損処理を行う場合には、当該固定資産に係る資産見返負債について、減損損失に対応する額を取り崩して、当該取崩額を原則として臨時利益に計上する。	第 7 資産に係る繰延収益を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 独立行政法人会計基準の「第81 運営費交付金の会計処理」、「第83 補助金等の会計処理」及び「第85 寄附金の会計処理」の規定により資産に係る繰延収益を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。 (1)減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産に係る繰延収益を利益剰余金（独立行政法人通則法第 4 4 条第 1 項に規定する積立金）に振り替える。	第 7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 独立行政法人会計基準の「第81 運営費交付金の会計処理」、「第83 補助金等の会計処理」及び「第85 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。 (1)減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（独立行政法人通則法第 4 4 条第 1 項に規定する積立金）に振り替える。

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
		(2) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、 <u>資産に係る繰延収益</u> を臨時利益に振り替える。	(2) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、 <u>資産見返負債</u> を臨時利益に振り替える。